

よくあるご質問（オンライン営業ツール等作成支援補助金）

●事業の概要について

【Q1】事業の概要について知りたい。

【A1】市内中小企業者が新型コロナウイルス感染症の感染・まん延防止に対応した新たなビジネススタイルへ転換するため、会議をはじめ商談会や展示会のオンライン実施など、非対面で行う営業活動に取り組む費用の4分の3以内を上限20万円で補助するものです。

【Q2】補助対象者の要件は何か。

【A2】自らが事業を営む市内の事業所等に対して補助対象事業を実施する法人、個人事業主、団体等。

※市ホームページの対象者欄をご確認ください。

【Q3】補助対象となる事業は何か。

【A3】ポストコロナの新しいビジネススタイルに対応していくため、非対面で行う販路拡大や販売促進等の営業活動に新たに取り組む費用で、外注・委託に係る費用（工事や物品購入など設備等導入は除く）。

（例）

- ・ 自社ホームページ作成又は改修のための費用
- ・ 動画作成のための費用（オンライン展示会・商談会用、企業PRや製品紹介用）
- ・ インターネット販売システム（ECサイト）の構築又は改修のための費用
- ・ オンラインでのPRイベント（会社・工場見学等）のための動画・資料等作成費用
- ・ オンライン営業資料作成のための費用

※以上のような事業の実施に伴い、専門家の助言を受けるための費用も対象になります。

※自ら事業を実施・作成する場合や、発注者と受注者が同一になる場合は対象となりません。

※「募集案内」に補助対象例を記載しています。

【Q4】発注・委託先は、市内の事業者でなければならないか。

【A4】発注・委託先の業者等に指定はございません（市外の業者への発注も可能です）。

【Q5】 補助金交付までの流れについて知りたい。

【A5】 ①市ホームページから事前登録を行う。

(令和3年7月1日(木)午前9時受付開始予定)

②事前登録の申込完了通知メールを受領後、2週間以内に交付申請(申請書類の提出)を行う。

③交付決定通知が届き次第、事業者(発注先)に発注・契約し、完成・納品後に代金を支払う。

(令和3年12月31日(金)までの完成・納品・代金の支払いが必須)

④実績報告・交付請求(書類の提出)を行う。

申請期限:令和4年1月31日(月)必着

適正な書類を受け取ってから1か月程度で補助金を振り込みます。

【Q6】 補助対象となる期間はいつからいつまでか。

【A6】 交付決定日から令和3年12月31日(金)までです。

【Q7】 複数回の申請は可能か。

【A7】 1事業者、1回の申請となります。

【Q8】 補助対象経費に消費税は含まれるのか。

【A8】 消費税は含まれません。補助対象経費は、「税抜き」金額です。

【Q9】 「事業継続応援補助金」と「オンライン営業ツール等作成支援補助金」の両方に申請することは可能か。

【A9】 ご申請いただけます。

【Q10】 本社が市外にある場合、申請可能か

【A10】 事業を実施する店舗、事業所や工場等が市内あれば申請可能です。

【Q11】 本社が市外にあり、事業を実施する市内の事業所等が支店登記していない場合、提出書類の「事業を営んでいることが確認できる公的書類」はどうしたらよいか。

【A11】 ①登記している本社の履歴事項全部証明書(申請日より3か月以内に発行されたもの)

②事業を実施する市内の事業所等の住所が確認できる営業許可証、法人設立・開設届出書等の写し

①②の両方をご提出ください。

【Q12】 個人事業主で市外在住の場合、申請可能か。

【A12】 事業を実施する店舗、事業所や工場等が市内にあれば申請可能です。

【Q13】 発注先が複数となる場合は、申請可能か。

【A13】 申請可能ですが、申請回数は1事業者1回限りです。

【Q14】 既にあるホームページを改修する場合、補助対象となるか。

【A14】 見積書を取り、外部の事業者に発注・委託し実施するものは対象となります。

●事前登録について

【Q1】事前登録とは何か。

【A1】補助金を活用するにあたって、事前に市のホームページから登録を行ってもらうものです。事前登録で交付される「整理番号」が申請時に必要になります。

【Q2】事前登録をすれば、必ず補助金が交付されるか。

【A2】事前登録は補助金の交付を確約するものではありません。
ご提出いただく交付申請書類を審査した上で、交付決定いたします。

【Q3】事前登録期間は。

【A3】事前登録受付期間は、令和3年7月1日（木）午前9時から令和3年9月15日（水）午後5時までです。
なお、事前登録受付期間内であっても、申込順で予算の上限に達し次第募集を終了いたします。

【Q4】インターネット環境がなく、市ホームページから事前登録ができない場合はどうしたらよいか。

【A4】市ホームページから事前登録が困難な場合は、FAX用の事前登録票をお送りしますので、別途ご相談ください。
（連絡先）相模原市 新型コロナ暮らし・経済支援ダイヤル
電 話：042-851-3193
受付時間：8時30分から17時（土・日・祝日除く）

【Q5】事前登録の方法について知りたい。

【A5】①パソコン、スマートフォンから市ホームページへアクセス
（「相模原市 オンライン営業ツール等作成支援補助金」でウェブ検索）
②申請者のメールアドレスを登録
③登録したメールアドレスに届く事前登録用URLにアクセス
④登録フォームに、必要事項を入力、見積書の添付
（必要事項：申請者氏名・住所・連絡先・補助対象内容・実施予定金額等）
⑤申込完了通知メールの受信
交付申請に必要な「整理番号」が記載されています。

【Q6】見積書がなくても、事前登録はできるか。

【A6】できません。
見積書の添付が必須となりますので、あらかじめご準備ください。

【Q7】 事前登録でメールアドレスを登録したが、事前登録用の URL が届かない（受信できない）。

【A7】 受信制限が原因でメールが届かないことがありますので、事前に「auto-sagamihara@dshinsei.e-kanagawa.lg.jp」から送信されるメールを受信できるように設定を変更してから再度お試しください。

【Q8】 事前登録に添付できる見積書のファイル形式は何か。

【A8】 添付できるファイルの種類は、Microsoft Word (doc、docx)、Microsoft Excel (xls、xlsx) 画像 GIF (gif)、画像 JPG (jpeg、jpg)、画像 PNG (png)、画像 TIFF (tif、tiff)、PDF (pdf)、テキスト (txt)、圧縮ファイル (zip) です。

【Q9】 事前登録の申込完了通知メール（整理番号が記載されたメール）を誤って削除してしまった。

【A9】 問い合わせ先にご連絡ください。

（問い合わせ先）

相模原市 新型コロナ暮らし・経済支援ダイヤル

電 話：042-851-3193

受付時間：午前8時30分から午後5時（土、日、祝日を除く）

【Q10】 事前登録を行ったが、内容に誤りがあったため修正したい。

【A10】 問い合わせ先にご連絡ください。

（問い合わせ先）

相模原市 新型コロナ暮らし・経済支援ダイヤル

電 話：042-851-3193

受付時間：午前8時30分から午後5時（土、日、祝日を除く）

【Q11】 事前登録の申込完了通知メールは、届くまでにどのくらいかかるのか。

【A11】 事前登録フォームの必要事項を入力し「申込む」ボタンを押下後、登録いただいたメールアドレスに自動送信されます。

【Q12】 事前登録の申込完了通知メールに記載されているパスワードは何に必要か。

【A12】 今回の補助金の申請手続きには使用しませんが、申込完了通知メールは補助金が交付されるまで保管してください。

【Q13】 事前登録が完了したが、事業を実施（発注、事業着手、支払）してよいか。

【A13】 市へ交付申請（申請方法：郵送）を行っていただき、交付決定の通知を受けてから事業を実施してください。

交付決定の通知を受けてから事業を実施した経費が補助対象となります。

● 交付申請について

【Q1】 申請書等はどこで入手できるか。

【A1】 市ホームページに掲載しておりますのでダウンロードしてご利用ください。

※申請書等の印刷が困難な場合は、別途ご相談ください。

(連絡先) 相模原市 新型コロナ暮らし・経済支援ダイヤル

電 話 : 042-851-3193

受付時間 : 8時30分から17時(土・日・祝日除く)

【Q2】 申請期間について知りたい。

【A2】 事前登録の申込完了通知メールを受領後、2週間以内に交付申請書をご提出ください。

【Q3】 交付申請時に必要な提出書類について知りたい。

【A3】 ①補助金等交付申請書

②補助事業等計画書

③補助金等概要調書

④誓約書及び同意書

⑤役員等氏名一覧表 ※法人の場合のみ

⑥補助対象事業を実施する市内の店舗、事業所や工場等で事業を営んでいることが確認できる公的書類

⑦納税証明書(市税について未納の税額がない証明)

⑧見積書(写し可)(任意様式)

⑨交付申請チェックリスト

※詳細については、「募集案内」をご確認ください。

【Q4】 申請書等の提出先(郵送先)はどこか。

【A4】 〒252-5277

相模原市中央区中央 2-11-15

相模原市役所 環境経済局 経済部 産業・雇用対策課 宛

【Q5】 交付申請を行ってから交付決定までどのくらいかかるのか。

【A5】 市が交付申請を受領してから2週間程度で通知予定です。

(提出書類に不備等があった場合は、確認や修正などを行い適正な書類が揃ってから2週間程度)

【Q6】 交付決定日より前に契約・発注・実施した費用は補助対象となるか。

【A6】 補助対象となりません。

【Q7】 提出した申請書類は返却されるか。

【A7】 交付決定の可否に関わらず返却いたしませんので、必ず写しを保管してください。

【Q8】 「事業継続応援補助金」と「オンライン営業ツール等作成支援補助金」の両方を申請する場合、提出書類はそれぞれ用意しなければならないか。

【A8】 提出書類はそれぞれご用意ください。

【Q9】 提出書類の一部がないが、どうしたらよいか。

【A9】 全ての提出書類が揃っていない場合はご申請いただけません。

【Q10】 実施する事業の変更等により金額や内容が変わる場合、どうしたらよいか。

【A10】 事前（契約・発注・実施する前）に「補助事業計画変更（中止・廃止）申請書」の提出が必要となりますので、問い合わせ先にご連絡ください。なお、一旦決定した交付決定額を増額することはできません。

（問い合わせ先）

相模原市 新型コロナ暮らし・経済支援ダイヤル

電 話：042-851-3193

受付時間：午前8時30分から午後5時（土、日、祝日を除く）

【Q11】 自分の申請書が受付されているか知りたい。（申請書が提出先に届いているか知りたい。）

【A11】 受付状況や審査状況等については、個別にお答えすることはできません。交付が決定した場合は、「交付決定通知書」をもって通知とさせていただきます。

また、不支給となった場合は、不交付決定通知書にて通知いたします。

【Q12】 既に申請し、不交付決定通知書が届いた。別の内容で申請することは可能か。

【A12】 申請回数は、1事業者につき1回限りのためご申請いただけません。

●実績報告及び交付請求について

【Q1】実績報告書・交付請求書等はどこで入手できるか。

【A1】市ホームページに掲載しておりますのでダウンロードしてご利用ください。

※申請書等の印刷が困難な場合は、別途ご相談ください。

(連絡先) 相模原市 新型コロナ暮らし・経済支援ダイヤル

電 話 : 042-851-3193

受付時間 : 8時30分から17時(土・日・祝日除く)

【Q2】実績報告書・交付請求書等の提出期限はいつまでか。

【A2】令和4年1月31日(月)必着です。

※補助対象期間内(令和3年12月31日(金)まで)に事業を着手し、代金の支払いまで完了している必要があります。

【Q3】実績報告及び交付請求時に必要な提出書類について知りたい。

【A3】①補助事業等実績報告書

専門家助言報告書 ※専門家からの助言を受けた場合のみ

②収支決算書

③補助事業等実績調書

④領収書(写し可)(任意様式)

⑤実施した事業の成果物がわかる書類等(任意様式)

⑥補助金等交付請求書

⑦交付決定通知書の写し

⑧振込先口座が分かる書類等の写し

⑨実績報告・請求書類チェックリスト

※詳細については、「募集案内」をご確認ください。

【Q4】実績報告書・交付請求書等の提出先(郵送先)はどこか。

【A4】〒252-5277

相模原市中央区中央 2-11-15

相模原市役所 環境経済局 経済部 産業・雇用対策課 宛

【Q5】交付請求を行ってからどのくらいで補助金が振り込まれるのか。

【A5】適正な書類を受け取ってから1か月程度で補助金を振り込みます。

【Q6】領収書に住所が記載されていない場合はどうしたらよいか。

【A6】市内の「店舗名」が記載されている場合は、住所の記載がない領収書でも申請可能です（ただし、手書きの領収書は、住所の記載が必要です）。